

広島県告示第八百九十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定によつて、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した。

平成二十年十一月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

変更の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
広島中央農業協同組合	法第四条第二項第一号、第二号及び 第四号に掲げる事業	平成二〇年九月二五日